

信用保証料補助事業について

経営改善融資をご利用の場合は、東京信用保証協会に支払った信用保証料について、3分の2以内を区が補助します。以下の内容をお読みいただき、申請期限までに、裏面の「提出書類確認シート④」に記載の必要書類をお揃えの上、産業振興課 経営支援係 融資あっせん窓口にご郵送ください。

■補助金支給額

事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合 ※(1)+(2)の合計（百円未満は切捨て）

- (1) 制度の利用により支払った上乗せ保証料の全額
- (2) 上乗せ保証料率分を除く、以下の補助金支給対象保証料率で算出した金額の3分の2

事業者選択型経営者保証非提供制度を利用しなかった場合

以下の補助金支給対象保証料率で算出した金額の3分の2（百円未満は切捨て）

表1 セーフティネット保証なし

保証合計額 ※補助金は今回融資実行額の 保証料率で算出します。	補助金支給対象保証料率区分									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
500万円以下	1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30	
500万円超 1,000万円以下	1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35	
1,000万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
	無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

表2 セーフティネット保証あり

今回融資の実行額	補助金支給対象保証料率（上限）	
	セーフティネット保証5号・7~8号	セーフティネット保証1~4号・6号
500万円以下	0.34	0.40
500万円超 1,000万円以下	0.60	0.70

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合は、制度利用による上乗せ分の保証料率が加算されます。

※東京信用保証協会に支払う保証料率は、保証合計額で決定します。補助金支給対象保証料率と保証協会の保証料率は一致しない場合があります。

■ご申請から補助金交付までの流れ

- ①裏面の「提出書類確認シート④」を確認し、必要書類を揃えて郵送にて申請してください。
- ②申請書類到着後、申請内容の確認がとれたものから、補助金額の審査を行います。
↓（1～2か月程度）
- ③補助金額が決定しましたら、「補助金交付決定書」をお送りします。
↓（1～2か月程度）
- ④ご指定の金融機関口座に補助金を入金します。

■補助金の申請期限

令和7年3月31日まで

■補助金の返還について

偽りのほか不正な手段により信用保証料の補助金の交付を受けた場合及び繰上償還（融資の借換に伴う場合も含む）により信用保証料の返戻を受けた場合には、補助金の全額又は一部を返還していただきます。

裏面あり

提出書類確認シート④

しんようほしよりょうほじょきん
信用保証料補助金の交付申請

会社名(屋号)			
区からの通知送付をご希望するご住所	〒	—	
本申請ご担当者のお名前		電話番号 (日中連絡のつく電話)	

提出書類(チェックしてご確認ください。)

【必須書類】

- 提出書類確認シート④
※本用紙です。記入、チェックをお願いします。
- 港区中小企業融資に対する東京信用保証協会の保証料補助申請書(第1号様式) ……1通
- 港区中小企業融資の信用保証料補助金交付請求書 ……1通
- 信用保証決定のお知らせ(お客様用) ……写し1通
※東京信用保証協会が発行し金融機関に送付する書類です。融資を受けた金融機関からお受け取りください。
- 融資が実行されたことが確認できる書類(通帳記帳内容の写し等) ……1通
- 補助金受取口座の通帳等の写し(通帳を開いた「おなまえ」欄の箇所) ……1通
※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義カナがわかるページのコピーをご提出ください。
※ネットバンク等で通帳が無い場合は上記の情報が記載されている資料(口座情報ページを印刷したもの等)をご提出ください。

【請求書記載の代表者と受取口座名義人が異なる場合のみ】

- 委任状 ……1通
※法人代表者が、代表者の個人名義の口座で補助金の交付を受ける場合も必要になります。

○ 申請についてのお問合せ・申請書の郵送先
〒108-0014 港区芝 5-36-4 札の辻スクエア 8 階
港区 産業・地域振興支援部 産業振興課 経営支援係

電話:03-6435-4620

※受付時間:午前 9 時～正午・午後 1 時～5 時/土日祝日を除く